

## 2016 年度（平成 28 年度） 税制改正大綱について

平成 27 年 12 月 16 日に、平成 28 年度の税制改正大綱が発表されました。  
主だった改正について以下のようなものが発表されています。

### 1、法人税率の引下げ

法人税の税率について、次のように段階的に引き下げになります。

	改正前		【改正案】			
	所得800万円まで	所得800万円超	平成28年4月1日以後に開始する事業年度		平成30年4月1日以後に開始する事業年度	
中小法人 (資本金1億円以下の会社)	15%	23.9%	15%	23.4%	19%	23.2%
普通法人 (資本金1億円超の会社)	23.9%		23.4%		23.2%	

### 2、減価償却制度の見直し

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をする建物附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の償却方法について、定率法が廃止され、これらの資産の償却方法が次のように改正されます。

資産の区分	改正前	改正案
建物附属設備及び構築物 (鉱業用これらの資産を除く。)	定額法 又は 定率法	定額法
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物に限る。)	定額法、定率法 又は 生産高比例法	定額法 又は 生産高比例法

### 3、欠損金の繰越控除制度等の見直し

青色欠損金の繰越限度額が引下げられ、また欠損金の繰越期間が次のように改正されます。

事業年度開始日	繰越控除限度額		欠損金の繰越期間
	中小法人	普通法人	
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	所得金額 × 100%	所得金額 × 65%	9年
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日		所得金額 × 60%	
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日		所得金額 × 55%	
平成30年4月1日～		所得金額 × 50%	10年

### 4、地域創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地域再生法の改正法の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に地域再生法の認定地域再生計画に関連する寄附金を支出した場合には、その支出した寄附金の額の合計額の 20% からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額とその支出した寄附金の額の合計額の 10% とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができることとなります。ただし、控除税額は、当期の法人税額の 5% が限度となります。

